

公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等 検討会設置要領

1 設置目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、国及び地方公共団体は、「その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない」とされたところであるが、その責務を円滑かつ効率的に果たすために、必要な技術的事項等の整備する必要がある。

このような状況で、事務用途以外の公共建築物を対象とした木造や内装・外装に木材を利用するためのガイドライン等を整備し、より一層の木材の利用の推進することが、重要な取り組みの一つとなる。

そこで、国及び地方公共団体の公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等の作成に当たり、必要な情報の調査・検討をすることを目的とした「公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

2 検討内容

検討会は、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) ガイドラインの内容
- (2) 公共建築物の整備事例
- (3) その他、全国営繕主管課長会議において必要とされた事項

3 検討会の構成

検討会は、全国営繕主管課長会議の構成員のうち各ブロックを代表する委員、国土交通省大臣官房官庁営繕部の委員及び事務局から構成する。

また、必要に応じて、第三者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

4 検討会の役割

検討会は、全国営繕主管課長会議幹事会（以下「幹事会」という。）の下部機関とし、調査・検討の結果等を幹事会に報告するとともに、幹事会の指示に従うものとする。

5 検討会の運営

- (1) 検討会には、委員の互選により、委員長及び副委員長をおくものとする。
- (2) 委員長は、会議を主催し、議事の進行、採決の決定等を行う。また、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が欠席等の場合は、委員長を代行する。
- (3) 委員の任期は特に設けない。なお、人事異動等に伴い、委員が交代する場合は、所属するブロック内で、代替する者を調整する。
- (4) 検討事項の詳細な調整、検討のため、必要に応じて検討会に部会を設けることができるものとする。

6 検討会の事務局

検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室とする。